【別添１】　地域包括支援センターからの政策提言一覧（令和６年度）

No.	エリア	大項目	提 言 概 要	提言の詳細
1	1.市全体	認知症	行方不明者マニュアルの作成とネットワークの構築	・行方不明者マニュアルを作成し、発見した際の連絡先、声掛けの仕方等、具体的な行動手段を提示する。 ・幅広い世代に周知を促す為の、メールやSNSを活用した行方不明者の情報ネットワークを構築する。
2	1.市全体	認知症	認知症の人のお金の問題に特化した相談窓口作り	・認知症の人の金銭管理を行うため、米子市、包括、士業有志の協議体を作る。相談窓口を包括に置き、相談があれば適切な士業の方につないで、金銭管理の委任契約を結んでいただき、迅速に金銭問題に対応する。
3	1.市全体	通所型サービスB	リモート運動を通所Bサービスへ	・リモート運動体験を通所型サービスBに移行させ、各公民館で毎週開催することができる体制を整備する。 ・地域の介護保険のサービス事業所や医療機関などから人的支援ができる仕組み作りを行う。
4	1.市全体	身寄りのない高齢者	身寄りがない方への保証人、金銭管理	・行政、銀行、法の専門家等との協議を踏まえた、身寄りがない方に対する新たなシステムづくり。 ・成年後見の市町村申立の判断基準を明確化する。
5	1.市全体	身寄りのない高齢者	金銭管理等が必要であるが、成年後見制度の要件に該当しない人の金銭管理について	成年後見制度には該当しないが、金銭管理や施設契約等の支援が必要な人の実態を討議する（参加者案：行政、社協、うえるかむ、えしこに、包括、居宅ケアマネ等）
6	1.市全体	身寄りのない高齢者	身寄りがない方の入院・入所・入居についてのマニュアル作り	各機関に対し、身元保証人に求める物は何かの意見徴収と整理を行う。それを基にワーキンググループにおいて対策案を検討する（参加者案：行政、病院・施設・貸住宅の代表者、中川氏、うえるかむ、えしこに、包括、居宅ケアマネ等）。
7	1.市全体	身寄りのない高齢者	身元保証人及び金銭管理の担い手の創出　介護保険サービス以外の事実行為を行える支援者（個人・組織）の創出	成年後見制度や社会福祉協議会による日常生活支援事業以外で、金銭管理支援と身元保証支援（両方又はいずれか）が行える個人及び組織を新たに創出する。
8	1.市全体	移動支援	フレイル予防事業の利用を行い習慣がついてきた後の継続方法	・介護予防・日常生活総合事業におけるサービスにおいて、住民同士での外出支援ができる制度・仕組みを新たに創設する。 ・外出だけでなく、受診、買い物等、細かい地区単位で行けるコミュニティバス（車）の運行
9	1.市全体	ごみ出し	ごみ出し困難者に対する個別収集制度の導入	一定の要件に該当する者に対して、個別収集を実施する。
10	1.市全体	その他	民生委員の担い手不足を解消する仕組みづくり	就労していても地域活動に参加しやすい働き方の検討や、民生委員の業務改善・推進。
11	1.市全体	その他	高齢者のペット問題の解消	・引取又は一時的な預かりを行う機関、団体の創設。 ・相談を持ち掛ければ既存の保護団体へと引き継いでくれるシステムの構築。
12	2.センター担当圏域	移動支援	移動支援制度の創設 、 補助金の創設	住民同士、あるいは個人でも多様な支援を受けることで、容易に外出することができるよう、新たな制度を創設する。
13	2.センター担当圏域	孤独孤立	孤立死・孤独死を防ぐためのネットワークつくり	孤立死・孤独死を防ぐための、地域役員や住民、地域包括支援センター、関係機関、行政などによるネットワークづくり。
14	2.センター担当圏域	その他	移動販売の拡充	移動販売を、大きくても集会所単位、できればより細かな範囲で展開できるよう、協力店舗を増やし、販売先を増やす。
15	2.センター担当圏域	その他	社会資源（フォーマル・インフォーマルサービス）の充実	・送迎付きのいきいきサロン等を創設。（毎週開催） ・要支援から非該当になられた方等の集いの場、切れ目のない支援の場をつくる。 ・既存の送迎不可である事業所が送迎可能となる仕組みづくり。 ・住民同士の互助力の向上、ボランティア活動の充実を図る。 ・ボランティアに関し社協のボランティア登録の活用、ポイント付加などボランティア活動に世代を問わず興味関心がむくような行政の働きかけ。
16	3.一部地域	集いの場	皆生温泉の活用による高齢者の生きがい作り	皆生温泉街の旅館や皆生テラスなどの施設を活用し、高齢者自らが運営に携わり生きがいづくりにつながる運動の場、カフェ的な交流の場を作る。
17	3.一部地域	集いの場	集える場所の確保	自治会内にある空き家を活用して、地域住民が気軽に集える場所を確保することができるように、空き家活用制度を新たに創設する。
18	3.一部地域	集いの場	地域活動の担い手の育成、サロン等の活動の場づくり	・車尾地区で高齢化率の高い中島自治会で、地域の方が集まれる交流の場を開設する。 ・地域活動の担い手の育成を進める為に、各団体の役員との連携、一般介護予防の協働、強化を進める。
19	3.一部地域	通所型サービスB	地域の担い手の育成、つながる場作り	地域住民と行政、専門職などがつながり、暮らしのことや介護、子育てのことが気軽に話せる場所の開拓をし、世代関係なく集える場所を作る。 ・世代間交流の出来るサロン(子ども食堂などとの連携など) ・通所型サービスBの普及 (リモート運動体験を地域の集会所や交流スペースでできるように整備し、地域の事業所にいる専門職やボランティアなどの協力を得ながら、身近に集える場所作り。)
20	3.一部地域	移動支援	移動支援を提供する事業者や団体に対する補助制度の創設	公共交通機関の活用困難な地域において移動支援を提供する事業者や団体に対する補助制度を新たに創設する。

No.	エリア	大項目	提 言 概 要	提言の詳細
21	3.一部地域	移動支援	移動支援サービスの創設	買い物や病院受診、地域のイベント参加に利用できる使いやすい交通手段、自宅⇔目的地とタクシー機能のあるボランティアでの移送サービス。
22	3.一部地域	その他	河崎地区を含めた路線バス経路の見直し	河崎地区はバスの便が限られ、河崎から隣の両三柳に行く為に、一度米子駅に向かう必要がある。だんだんバスのルートは内回りだけの為、河崎地区を通過しない。運転している方が免許を返納する際に困ることになる為、運転を続けるか、返納後は外出の機会が減るケースが生じている。
23	3.一部地域	その他	地域の情報が共有しやすい仕組みづくり	・安心して生活できる環境、地域に向け、日常生活の中でどの世代も気軽に相談ができ情報が入りやすい環境を整える。（エリア内サロン、集会所含む） ・地域住民への啓発の場としての資源との連携と意識向上のために、ふくよね在宅ケア連携の会等においてフレイル予防～看取りについて取り上げ、地域の各機関で協力し啓発していく。
24	3.一部地域	その他	支援機関の駐車場確保	近隣の協力企業、店等の駐車場を使用することができるようにする。
25	3.一部地域	その他	買い物難民対策／効果的な食品訪問販売車の停車拠点の抽出事業	関係各機関で協議会を立ち上げ、住民ニーズの調査結果をもとに、訪問販売車の効果的な停車拠点の抽出を行う。
26	3.一部地域	その他	地域の繋がり強化の仕組みつくり 地域住民全世代で参加交流できる機会の支援	・自治会に加入していなくても地域住民が若い世代から高齢者と繋がるような仕組みづくり ・高齢化率も低く若い世代が多い地区の特徴を生かした活動の企画。公民館や空き家等を利用した児童館の役割を担う場をつくり世代間交流を図る。